

令和6年度一関市こども第三の居場所推進事業

公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

一 関 市

1 趣旨

この要領に定める令和6年度一関市こども第三の居場所推進事業(以下「本事業」という。)に係る公募型プロポーザルは、本事業による補助を希望する団体等を総合的に評価して、最も適当と思われるものを本事業の補助対象者として選定することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業名

令和6年度一関市こども第三の居場所推進事業

(2) 事業内容

別紙1「令和6年度一関市こども第三の居場所推進事業」業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 事業期間※

ア 開設事業 令和6年度

イ 運営事業 開所後3年間

※開設事業について、令和7年3月末日までに事業完了が見込まれない場合、所定の手続きを踏み、令和7年度に繰り越すことも可とする。

※実際の事業期間は、補助対象者決定後の所定の審査等により変動する。また、本事業では開所後3年を事業期間とするが、4年日以降も同様の事業を継続するものとし、その運営事業の内容については別に定める。

(4) 補助上限額※

ア 開設事業 5,000万円

イ 運営事業 1週間の開所日数3日の場合 月額80万円

4日の場合 月額100万円

5日以上の場合 月額120万円

※実際の補助額は、補助対象者決定後の所定の審査等により変動する。また、令和7年度以降の補助については、本事業に係る市の歳出予算が減額又は削除された場合にはその額が上限額となる。

3 スケジュール

内 容	期 日 等
① 公募開始(実施要領等公表)	令和6年4月8日(月)
② 事業説明会	令和6年4月17日(水)
③ 質問提出期限	令和6年4月26日(金)
④ 質問回答期限	令和6年5月7日(火)
⑤ 企画提案参加申込書提出期限	令和6年5月17日(金) 17:00必着

⑥ 企画提案書提出期限	令和6年6月25日（火）17:00必着
⑦ 審査委員会実施日	令和6年7月3日（水）
⑧ 審査結果通知	令和6年7月上旬

4 補助対象者の選定方法

補助対象者は、令和6年度一関市こども第三の居場所推進事業公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、「5 審査概要」に基づき審査し、選定する。

5 審査概要

(1) 参加資格要件

参加する者は、次の要件をすべて満たしている団体又は個人であること。

- ① 非営利の法人、又は補助対象者となった後速やかに非営利の法人を設立できる団体又は個人であること。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ④ 最近1年間の法人市民税、固定資産税を滞納していない者であること。
- ⑤ 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 審査基準

提出書類審査の内容について、別表審査基準を適用する。

6 事業説明会

(1) 事業説明会の開催

本事業及び公募型プロポーザルの実施について、次により事業説明会を開催する。

- ・日時 令和6年4月17日（水）14時～15時30分
- ・場所 一関市山目字前田13-1 一関保健センター1階 会議室1

(2) 事業説明会への出席申込

事業説明会に出席を希望する者は、下記により申し込むこと。

- ・申込期限 令和6年4月15日（月）
- ・申込方法 下記URLの申込フォームへの入力による。

申込フォームURL・二次元コード

<https://logoform.jp/form/HgLy/dai3noibashosetsumeikai>



7 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

(1) 受付期限 令和6年4月26日（金）

(2) 質問の提出方法

下記URLの質問提出フォームへ質問事項を入力して送信すること。

質問提出フォームURL・二次元コード

<https://logoform.jp/form/HgLy/dai3noibashoq>



(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和6年5月7日（火）までに一関市ホームページに掲載して公表する。また、回答可能なものについては4月17日の事業説明会においても回答する。なお、電話又は口頭による個別回答は行わない。

※ 類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

※ 補助対象者の選定に公平性を保てない質問については、回答しないことがある。

8 企画提案参加申込書の提出

参加資格を持ち企画提案に参加しようとする者は、企画提案参加申込書を次により提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和6年5月17日（金）17：00必着

(3) 提出先

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13-1 一関保健センター内

一関市健康子ども部子ども家庭課子ども企画係

E-mail kodomokatei@city.ichinoseki.iwate.jp

(4) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

① 持参

② 郵送

※ 郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

※ 送料は参加申請者の負担とする。

③ 電子メール

※ 電子メールの場合、提出期限までに電話によりメールの到着確認を行うこと。

9 企画提案書等の提出方法

企画提案参加申込書を提出した者は、企画提案書等一式を次により提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書

(ア) 表紙（様式第2号）

(イ) 提案者の概要（様式第3-1号）、設立予定法人の概要（様式第3-2号）

(ウ) 役員名簿（様式第4号）

(エ) 応募の動機・人員体制・事業の取組方針（様式第5号）

(オ) 実施場所等（様式第6号）

(カ) 収支計画（様式第7号）

※作成に当たっては、別紙2「令和6年度一関市こども第三の居場所推進事業 企画提案書作成要領」を参照すること。

※提出期限後の提案書等の差し替え、再提出は原則として認めない。

(2) 提出部数

正本1部、副本（正本のコピーで可）9部

(3) 提出先

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13-1 一関保健センター内
一関市健康こども部こども家庭課こども企画係

(4) 企画提案書の提出期限

令和6年6月25日（火）17:00（必着）

(5) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

① 持参

② 簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送

※ 郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

※ 送料は参加申請者の負担とする。

※ 市は、郵送及び宅配中の確認、追跡などの責任は負わないものとする。

(6) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出された企画提案

- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ 補助上限額を超えた提案
- ⑤ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

10 プレゼンテーション審査に関する事項等

プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づき、その内容を補完するものとする。なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する。

(1) 事前審査

- ・提案者が多数の場合は、評価基準に基づき、企画提案書の事前採点（書面審査のみ）を行い点数が上位の者（3者）を選定する。
- ・事前審査終了後は、速やかに参加申請者全員に採点結果を通知する。
- ・なお、採点結果についての異議申立ては一切受け付けない。
- ・また、事前採点の得点はヒアリングには持ち越さないものとする。

(2) プレゼンテーション評価実施日

- ① 開催日 令和6年7月3日（水） 13時から
(提案者ごとのプレゼンテーションの時間は別途通知する。)
- ② 場所 一関市竹山町7-2 一関市役所2階大会議室A
- ③ 説明者 1者あたり2名までとする。
- ④ 説明時間
1者あたり25分間（説明15分、質疑応答10分）とするが、提案者数に応じて変更する場合がある。
- ⑤ 説明資料
提出された企画提案書に限定し、追加資料の配布は禁止する。

(3) 補助対象者の選定

- ① プレゼンテーションを受けた後、審査委員会において各企画提案の内容について審査を行う。審査委員会の審査により第1順位の補助対象者を決定する。
- ② 第1順位の補助対象者が補助を辞退したときは、次点の者を補助対象者とする。
- ③ 総合得点満点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、補助対象者とししない。
- ④ プレゼンテーション及び審査委員会は非公開とする。

11 審査結果の通知

審査結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、補助対象者については、一関市のホームページにおいて公表する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け

付けない。

12 補助金交付に関する事項等

(1) 補助金交付契約

決定した補助対象者から提出された書類を基に、市と補助対象者との間で仕様書の内容等を協議し、所定の審査・手続きを経た後、補助金交付契約を締結する。したがって、補助対象者に選定されたことをもって補助金交付が確約されるものではなく、企画提案時に提出した収支計画書の額が補助額になるとは限らないこと。

また、補助金交付契約の相手方は非営利の法人となるため、補助対象者が非営利の法人以外の場合は、速やかに非営利の法人を設立すること。

(2) 企画提案書等との関係

企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、補助金交付契約時の特記仕様書として扱うものとする。

ただし、本事業の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、市と補助対象者との協議により、補助金交付契約の段階で項目を追加、変更又は削除することがある。

13 失格事項

- (1) 本プロポーザル参加に当たっては、競争を制限する目的で他の提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (2) 提案者は、契約候補者の選定前に、他の提案者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

14 提出書類の取扱

- (1) 提案者が市へ提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (2) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (3) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者側の責において許諾を得た上掲載すること。
- (4) 提出書類については、追加・削除等は原則として認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

15 その他

- (1) 公募型プロポーザルは、補助対象者を選定するものであることから、具体的な事業は、提案等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施すること。

- (2) プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (4) 提案者がなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- (5) 評価内容及び選定結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 提出書類・質問の作成及びヒアリングは、日本語で行うものとする。

16 問合せ先

一関市健康子ども部子ども家庭課子ども企画係

住 所：〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13-1 一関保健センター

電 話：0191-21-2165

E-mail：kodomokatei@city.ichinoseki.iwate.jp

別表（5の2関係）

審査基準

審査項目及び審査観点	
業務遂行能力	法人概要・組織体制
	これまでの実績
	配置予定者の人数・実績
事業内容	事業計画・収支計画が適正かつ合理的であるか。
	実施内容・実施場所は適切かつ利用者への配慮があるか。
	多様な関係者と連携し、効果的に実施する工夫があるか。
	他に優れ、特に評価すべき内容が盛り込まれているか。

一関市長 様

企画提案参加申込書

令和6年4月 日付けで公告のありました「令和6年度一関市こども第三の居場所
推進事業」に係る公募型プロポーザルに参加を申し込みます。

なお、実施要領に定める提案参加資格要件の全てを満たすことを誓約します。

1 申込者

(団体名称)

(住所) 〒

(代表者の役職・氏名)

2 連絡先

(担当者氏名)

(所属部署・役職)

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

令和6年度一関市こども第三の居場所推進事業
企画提案書

正本又は副本の別	<input type="checkbox"/> 正本 <input type="checkbox"/> 副本
提案者	
提出日	

提案者の概要

年 月 日現在

形 態	<input type="checkbox"/> 非営利の法人 <input type="checkbox"/> その他の法人 <input type="checkbox"/> 個人又は任意団体	
住 所	〒	
(ふりがな) 名 称		
(ふりがな) 代 表 者	職・氏名	
設 立 年 月 日		
沿 革		
これまでの活動内容	児童虐待又は要支援 児童に関する活動	
	その他の活動	

※ 提案者が法人の場合は登記簿謄本、定款を添付。

※ これまでの活動（実績）がわかる資料を添付。

設立予定法人の概要

年 月 日現在

所在地	〒	
(ふりがな) 名称		
(ふりがな) 代表者	職・氏名	
設立予定日		
設立までの 予定		
メンバーのこれまでの活動内容	児童虐待又は要支援 児童に関する活動	
	その他の活動	

※ これまでの活動（実績）がわかる資料があれば添付

応募の動機・人員体制・事業の取組方針

①応募の動機				
②開設する日・開設時間				
③配置する職員の人数・資格等				
配置職員	常勤／非常勤	資格・経験等	人数	勤務時間

④利用児童への支援方法について

⑤保護者からの相談に対しての関わり方

⑥関係機関等との連携や、地域の人材等の活用について

⑦その他の事業の実施、対象とする児童について

⑧その他、事業に対する工夫

※ 各項目について、団体としての考えを具体的に記載すること。

実施場所等

土地	所在地	一関市 ※位置図を添付すること。設置場所が未定の場合は設置を想定する地域、学区を記載すること。
	土地所有者	
	賃料 (借地の場合)	<input type="checkbox"/> 年額 <input type="checkbox"/> 月額 円
	選定理由	
建物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存施設の改修 <input type="checkbox"/> 既存施設への増築 ※既存施設の場合は平面図を添付すること。新築の場合は、間取り、おおよその面積がわかる簡易なイメージ図を作成し添付すること。
	構造等	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 () 階建ての 階
	居場所の面積	m ²
	所有者	
	賃料 (賃貸の場合)	<input type="checkbox"/> 年額 <input type="checkbox"/> 月額 円
備品・設備 (備える予定のものにレ点☑)	<input type="checkbox"/> ①衣服を洗濯・乾燥させる設備 <input type="checkbox"/> ②入浴させるための設備 <input type="checkbox"/> ③食事を提供するための設備 <input type="checkbox"/> ④学習を支援するための設備 <input type="checkbox"/> ⑤児童を送迎する車両 <input type="checkbox"/> ⑥保護者からの相談を受けるためのプライバシーの保護が可能な相談スペース ※各設備等の配置を、添付する平面図または間取りのイメージ図に図示すること。	
庭・駐車場	(場所、駐車可能台数等)	
敷地内併設施設		

収支計画

1. 開設事業

【収入】		
費目	積算の内訳	金額（円）
補助金		
その他		
収入合計		
【支出】		
費目	積算の内訳	金額（円）
委託料		
設計・監理費		
その他委託		
工事請負費		
外構工事		
建築（増改築）工事		
電気設備工事		
機械設備工事		
その他工事		
備品等購入費		
車両購入費		
家電・什器等購入費		
その他		
支出合計		

2. 運営事業

【収入】		
費目	積算の内訳	金額（円）
補助金		
その他		
収入合計		
【支出】		
費目	積算の内訳	金額（円）
報酬		

給料		
報償費		
職員手当等		
共済費		
報償費		
旅費		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
食糧費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
賄材料費		
役務費		
通信運搬費		
広告料		
手数料		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事請負費		
備品購入費		
負担金		
補助金及び交付金		
	支出合計	